

週休 2 日制モデル工事に関する Q&A

問 1	週休 2 日制モデル工事の対象工事であることは、案件ごとに設計図書等に明示されているのか。
-----	---

(回答)

入札時の設計図書（現場説明書）に、以下の記載例のように明示をしております。

【記載例】

①受注者希望型の場合

本工事については、週休 2 日制確保モデル工事(受注者希望型)対象である。契約締結後にモデル工事の実施について、同意または不同意書を施工計画書とあわせて提出すること。なお、週休 2 日制確保モデル工事の詳細については愛川町のホームページで確認すること。

(参考URL：

https://www.town.aikawa.kanagawa.jp/soshiki/zaimu/kanzai/keiyakukensa/info/bid/kouji_nyusatu_keiyaku/14691.html)

②発注者指定型の場合

本工事については、週休 2 日制確保モデル工事(発注者指定型)対象である。週休 2 日制確保モデル工事の詳細については愛川町のホームページで確認すること。

(参考 URL：

https://www.town.aikawa.kanagawa.jp/soshiki/zaimu/kanzai/keiyakukensa/info/bid/kouji_nyusatu_keiyaku/14691.html)

問 2	対象外工事として「社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。
-----	---

(回答)

国体等のイベント開催に係る会場整備関連工事や学校の収容人数対策事業等のように供用開始時期が決められ、社会的要請等により遅らせることができない工事を想定しており、月単位の週休 2 日以上の現場閉所が困難であることから対象外としています。

問 3	対象外工事として「竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。
-----	---

(回答)

地元調整や関係機関協議等により工事の作業時間や期間に制約があるため、休日にも作業を行い早期

に完成させる必要があるといった工事を想定しており、月単位の週休2日以上の現場閉所が困難であることから対象外としています。

【例】学校の夏休み期間中での工事、居ながら改修工事 など

問4	年末年始6日間と夏季休暇3日間を対象外期間とするのは何故か。
----	--------------------------------

(回答)

年末年始6日間、夏季休暇3日間は、建設業では連休とすることが一般的であり、また、受注者に休暇の取得を促すため、対象期間に含まないこととしています。

問5	土木工事・建築工事の定義はあるのか。
----	--------------------

(回答)

土木一式、舗装、とび・土工・コンクリート、水道施設等の工事を土木工事と定義します。一方、建築一式、電気、機械器具設置等を建築工事と定義します。

問6	現場着手日の定義は。工事着手日とは別の定義か。
----	-------------------------

(回答)

現場着手日は、現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業した日と定義しています。一方で、工事着手日は、工事着手届を提出した日（契約日）となります。

なお、現場着手として捉えることができる作業については、施工計画書提出後、施工計画書に明記されている作業となります。

問7	現場完成日の定義は。工事完成日とは別の定義か。
----	-------------------------

(回答)

現場完成日は、現場事務所の撤去、現場の後片付け、清掃等、現場での作業が全て完了した日と定義しています。一方で、工事完成日は、工事完成届を提出した日となります。

問 8	天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や工事故等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。
-----	---

（回答）

受注者の責めに因らない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として受発注者間の協議により、対象期間からの除外について決定することとします。

なお、通常の降雨・降雪等による予定外の現場閉所日については、現場閉所日数に含めることができます。

問 9	1 つの工事契約において、施工箇所が点在している場合の現場閉所の考え方は。
-----	---------------------------------------

（回答）

施工箇所が点在していても、週休 2 日の取組みについては、工事全体として 1 工事単位で判断することになります。

問 10	現場に出勤後すぐに、降雨により現場作業を行わなかった場合は、現場閉所になるのか。
------	--

（回答）

現場作業を実施せず、すぐに帰宅等していれば現場閉所となるが、現場事務所等で事務作業などを実施している場合は、現場閉所とならない。現場閉所とは、「現場や事務所での事務作業を含めて、1 日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態」と定義としています。

よって、現場作業を実施後に降雨で作業を終了した場合においても、すでに作業を実施しているので、現場閉所とはなりません。

問 11	当日、天候不良で現場閉所したが、監理技術者等が現場事務所ではなく、本社で事務作業を行った場合は、現場閉所として取り扱ってもよいのか。
------	--

（回答）

現場閉所は、現場や事務所での事務作業を含めて、1 日を通して当該工事にかかる作業を行っていない状態としているため、本社で当該工事に係る事務作業を行った場合は、現場閉所として取り扱うことはできません。

問 12	設計図書の変更に伴い、工期延長を行う場合の週休 2 日の考え方はどうなるのか。
------	---

(回答)

設計図書の変更を行った場合は、発注者にて週休 2 日が確保できる工期となるよう適切に工期設定を行い、工期延期の必要が認められる場合は、週休 2 日の対象期間も延長されます。

問 13	月単位の週休 2 日（＝全月現場閉所率 28.5（8 日／28 日）以上）の計算の考え方は。
------	--

(回答)

対象期間内における全ての月における現場閉所日の割合（28.5%以上）で判断します。計算例は以下のとおりです。

【計算例】

(対象期間全体で 4 週 8 休以上)

現場閉所日 88 日 ÷ 対象期間全体 300 日

=0.29333・・・

=29.333・・・% 29.33%（小数第 2 位までとし第 3 位四捨五入）

(月ごとに 4 週 8 休以上)

1 月目 現場閉所日 9 日 ÷ 対象月 30 日（土日数 9 日）

=0.3

=30%（28.5%以上達成）

2 月目 現場閉所日 8 日 ÷ 対象月 31 日（土日数 8 日）

=0.25806・・・

=25.806・・・% 25.81%（歴上の土日数以上に現場閉所をしているため達成とみなす）

問 14	祝日に休工した場合、現場閉所日に含めてもよいか。
------	--------------------------

(回答)

月単位の週休 2 日の定義は、対象期間全体において 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態で、かつ、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所日を設けることをいうため、土日、祝日を問わず現場閉所日としてカウントしても問題はありません。

問 15	現場閉所日は、土日で確保しなければならないのか。
------	--------------------------

(回答)

現場閉所日を土日に指定しているものではありません。対象期間内全ての月で平日及び土日も含めて4週8休以上の現場閉所を求めるものです。(4週8休：8日／28日(28.5%以上))

なお、対象期間内において、全て土日で確保した場合は、「完全週休2日」となります。

問 16	受注者希望型において、週休2日制確保モデル工事実施同意（不同意）届について、受注者が「同意しない」と提出した後に、「同意する」に変更したいと申し出た際の取扱い。
------	--

(回答)

「同意しない」から「同意する」への変更は認められません。

問 17	週休2日の確保以外の目的で、やむを得ない事由による工期変更は可能か。
------	------------------------------------

(回答)

週休2日を確保することを目的としていない、やむを得ない事由があると判断できる場合は、通常通り工期変更を行って構いません。

問 18	週休2日実施の履行確認方法は。
------	-----------------

(回答)

毎月、監督員に提出される「現場閉所実績報告書」の書類確認により、現場閉所を行った実績の確認を行います。

問 19	週休2日を実施すると工期未までに工事が完了できなくなってしまう場合、これを理由に工期延期は認められるか。
------	--

(回答)

発注時の工期算定については、4週8休（土日現場閉鎖）により算出しているため、週休2日の確保を事由とした工期延期は認めていません。

問 20	工事成績評定への反映は、発注者指定方式及び受注者希望方式どちらの場合でも反映されるのか。
------	--

(回答)

どちらの場合でも、対象期間内全ての週の現場閉所日数の割合が完全週休 2 日【 28.5% (2 日／7 日)】である場合は、工事成績の加対象として評価を行います。